

令和7年11月  
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和7年11月20日(木) 午前9時00分～9時26分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	7番 木下 得代
8番 猪熊 幸雄	9番 大原 眞路(会長)
10番 土井 正幸	11番 高市 佳和
12番 山本 茂	13番 宮本 賢一
14番 藤川 一雄	15番 梶野 和幸(会長職務代理)
16番 山下 恵	17番 富木田 好正
18番 三木 洋一	

#### 欠席委員

6番 本条 仁史

#### 傍聴推進委員

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	福濱 実咲

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	2件	田 畑	1,102 m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	件	田 畑	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	2件	田 畑	1,886 m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	3件	田 畑	9.91 788 m <sup>2</sup>
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見 聴取	23件	田 畑	34,035 1,938 m <sup>2</sup>
第8号議案	地域計画の変更について	2件	田 畑	317.82 69 m <sup>2</sup>
第9号議案	農業委員会の次期改選に向けての検討	1件		
報告第1号	合意解約	3件	田 畑	1,861 m <sup>2</sup>

## 令和7年11月 農業委員会定例会 議事録

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>定刻が参りましたので、只今より11月の定例会を開催いたします。</p> <p>本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで 合計33件でございます。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、農業委員18名中 17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、本条 委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。</p> <p>また、本日は傍聴人の方がお見えになっていることも、合わせてご報告いたします。</p> <p>それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。</p>
会長職務代理	<p>(挨拶)</p> <p>早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。</p> <p>本日の署名委員を 10番 土井 委員さんと 11番 高市 委員さんのお二人にお願いします。</p> <p>次に、今月の現地調査につきましては、2番 石井 委員さんと3番 吉田 委員さんと4番 原 委員さんと私で、昨日11月19日(水)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。</p> <p>では、ただいまより議事に移らせていただきます。</p> <p>第1号議案「農地法第3条許可申請」2件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。</p> <p>始めに今回の3条申請2件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。それでは、資料2ページをお開き下さい。</p> <p>1番 申請地は■■■ 地目 田 面積783㎡</p> <p>県外の土地所有者が譲渡し人、市内の方が譲受け人となる有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、高齢化による経営縮小を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。</p> <p>受人反別は23,134㎡であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、水稻の自家消費やJAでの販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。</p> <p>譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植え機、トラック各</p>

	<p>1 台です。農作業歴は 20 年、年間従事日数は 280 日程度、通作距離についても徒歩で 5 分圏内と通作可能と判断できます。</p> <p>2 番 申請地は■■■ 地目 田 面積 319 ㎡</p> <p>譲渡し人、譲受け人ともに市内の方による有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、耕作不便のため売買を考える譲渡人と話がまとまり申請に至りました。</p> <p>受人反別は 1,575 ㎡であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜等の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。</p> <p>譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植え機、トラック各 1 台です。農作業歴は 50 年、年間従事日数は 300 日程度、通作距離についても徒歩で 1 分圏内と通作可能と判断できます。</p> <p>以上のことから本日の案件 2 件につきまして、譲受人については経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」2 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」2 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。</p> <p>続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」2 件を議題に供します。</p> <p>なお、第 3 号議案の 2 番については現地調査を実施しておりますので、石井 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。</p>
石井委員	<p>それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」2 番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>申請者は、土地所有者のお子さんの夫です。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 田 面積 164 ㎡ 外 1 筆 合計 260 ㎡</p> <p>■■■から南へ約 150m。</p> <p>無断転用の有無 あり</p> <p>転用目的 住宅</p> <p>申請理由 申請人は、現在、義理の父と同居しています。子供の成長に伴い実家の近くで、住宅を建てようと計画したところ、義理の父が所有する土地で話がまとまり</p>

会長職務代理	<p>申請にいたりました。</p> <p>農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま石井 委員さんより現地調査の報告がございましたが、補足説明がありましたら他の案件と併せて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長補佐	<p>それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。</p> <p>2番 排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、市道横の東側水路へ放流します。</p> <p>造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。今回、住宅を建てるために分筆をしております。隣接農地は自身の農地のため既設構造物を使用します。無断転用のため始末書提出があります。地域計画の変更については区域外です。</p> <p>1番 申請人は、不動産業を営む法人です。</p> <p>申請地 ■■■■ 地目 田 面積 1626 m<sup>2</sup></p> <p>■■■■から北に約200mに位置。</p> <p>無断転用の有無 なし</p> <p>転用目的 宅地分譲6区画 用地</p> <p>申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、計画地周辺での問い合わせは多く、今後も需要が見込めるため分譲住宅用地を検討していたところ、市道に面して交通の便も良い申請地は、6区画を販売できると考え、土地所有者との合意も得られたため申請に至りました。</p> <p>農地の区分 都市計画により、用途が「第二種中高層住居専用地域」と定められている第3種農地に該当。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。</p> <p>その他 排水計画は、雨水は溜柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、開発区域内水路を經由して、西側水路へ放流します。</p> <p>造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、境界にはコンクリート擁壁を新たに設置します。1,000 m<sup>2</sup>を超えていますので、開発許可の協議も進めております。地域計画の変更については区域外です。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>

会長職務代理	<p>ただいま石井 委員さんと事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件について、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(委員による審議) 【異議なし】の声あり</p>
吉田委員	<p>特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。</p> <p>続いて、第4号議案「非農地証明願」3件を議題に供します。</p> <p>なお、本件については現地調査を実施しておりますので、吉田 委員さん、原 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、第4号議案「非農地証明願」1番、2番の現地調査報告をさせていただきます。</p>
原委員	<p>1番 申請者 県外の土地所有者の方です。 申請地 ■■■ 地目 田 面積 9.91 m<sup>2</sup>です。 ■■■から南東へ約 350mに位置します。 申請理由 申請地は、農機具の通行が難しいため昭和 25 年頃から農道拡幅用地として提供し利用しています。営農を行ううえでの利便性を高めるための農道として使用し、農業用施設であることから、非農地証明をしたとしても問題はないと判断しております。</p> <p>2番 申請者 市外の土地所有者の方です。 申請地 ■■■ 地目 畑 面積 393 m<sup>2</sup> 外 1 筆の合計 535 m<sup>2</sup>です。 ■■■から北東へ約 300mに位置します。 申請理由 平成 2 年ごろまでは耕作をしていましたが、同年に所有者が転勤し耕作不可能となり、現在は山林化している状況です。傾斜地であることや周辺が山林化していることから再生利用が困難な農地と認められると判断しております。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、第4号議案「非農地証明願」3番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>3番 申請者 市内の土地所有者の方です。 申請地 ■■■ 地目 畑 面積 85 m<sup>2</sup> 外 1 筆の合計 253 m<sup>2</sup>です。 ■■■から北西へ約 6 0 0 mに位置します。 申請理由 農地法施行前から宅地として利用していたためであり、明治元年に隣接宅地に住宅を建てて以降、住宅用地として一体利用されてきました。このことから非</p>

	<p>農地証明可能と判断できます。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま吉田 委員さんと原 委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局より補足説明がありましたらお願いします。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>はい。第4号議案「非農地証明願」3件につきましては先ほどの担当委員さんのご説明通りとなります。</p> <p>3番について補足説明をします。農地法施行前から宅地として利用していた根拠として、固定資産税の名寄せ台帳と国土地理院のS23年の航空写真が提出されております。昭和23年時点で庭として利用していると判断できました。</p> <p>以上、本日の案件3件について、1番については自らの耕作の事業に供する他の農地の利用の増進のために必要な農業用施設、今回の申請は農道の用に供する場合に該当、2番については「再生利用が困難な農地」に該当、3番については農地法の施行前から引き続き非農地であったものに該当するため問題ないと判断しております。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま担当委員さんの説明と事務局より補足説明がございましたが、第4号議案「非農地証明願」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(委員による審議)</p> <p><b>【異議なし】</b>の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」3件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>続いて、第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」23件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」23件についてご説明いたします。</p> <p>今月の農地貸借は、新規に農地の貸借をする案件が19件、更新が3件、再設定が1件となっております。</p> <p>続いて、市農林水産課が回答しております地域計画への位置づけについては、すべて①から③のいずれかであり、すでに目標地図に位置付けられているもの、もしくは今後位置づけられるもの、変更予定のもののみとなっております問題ないと判断しており</p>

	<p>ます。</p> <p>以上のことから、農用地利用集積等促進計画（案）はいずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号、第 3 号を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」2 3 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>《質疑応答》</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>特にご意見もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」2 3 件につきましては意見なしとして、香川県農地機構に意見書を提出することといたします。</p> <p>続きまして今月は農政部門の議案が 3 件出ております。 第 8 号議案「地域計画の変更について」を議題に供します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは第 8 号議案「地域計画の変更について」ご説明いたします。 今月は地域計画区域からの除外申請が 2 件、坂出市に提出され、その変更案について農業委員会の意見を坂出市から求められております。計画変更の概要を 9 ページに記載しており、1 0 ページ及び 1 1 ページが位置図となっております。</p> <p>1 番 ■■■■ 地目 畑 面積 69 m<sup>2</sup> 所有者は議案のとおりとなります。 備考につきましては、農地転用により、農業法人の従業員の寄宿舎とする目的です。すでに宅地化された農地の一部であるため、本申出による地域計画達成への影響はほとんどありません。併用地は台帳上の課税地目が宅地であるため地域計画外です。</p> <p>2 番 ■■■■ 地目 田 面積 592 m<sup>2</sup>のうち 317.82 m<sup>2</sup> 所有者は議案のとおりとなります。 備考につきましては、農地転用により、娘夫婦の分家住宅とする目的です。地域計画上では所有者耕作の農地であり、面積も最小限にとどめる計画になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第 8 号議案「地域計画の変更について」、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>

各委員	(委員による審議)
会長職務代理	【異議なし】の声あり
事務局長	<p>特にご異議もないようですので、第8号議案「地域計画の変更について」の審議はこれで終了します。地域計画からの除外および変更はやむを得ないものとして、回答をすることと致します。</p> <p>続きまして第9号議案「農業委員会の次期改選に向けての検討」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは第9号議案「農業委員会の次期改選に向けての検討」についてご説明いたします。</p> <p>農業委員・推進委員の定数につきましては農業委員18人推進委員が19人となっております。農業委員等の募集期間は令和8年2月24日から令和8年3月31日までです。農業委員については認定農業者等が5名以上必要になります。坂出市としては女性委員の積極的登用を考えています</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局の説明がございましたが、第9号議案について何かご意見・ご質問はありますか。</p>
会長職務代理	
各委員	(委員による審議)
会長職務代理	【異議なし】の声あり
事務局書記	<p>特にご異議もないようですので、第9号議案「農業委員会の次期改選に向けての検討」は事務局案を承認することとし、改選に向けた諸手続きを進めて行くことといたします。</p> <p>以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。</p> <p>続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてです。事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてご説明いたします。</p> <p>1番 ■■■ 地目 田 面積は312㎡ 川津町の貸付人から香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 転用目的 備考につきましては 利用権、使用貸借権の解消です。</p>

<p>会長職務代理</p>	<p>2番 ■■■■ 地目 田 面積は 591 m<sup>2</sup>  川津町の貸付人から香川県農地機構への貸借の解約になります。  解約理由 転用目的  備考につきましては 利用権、賃貸借権の解消です。</p> <p>3番 ■■■■ 地目 田 面積は 958 m<sup>2</sup>  府中町の貸付人から府中町の法人の貸借の解約になります。  解約理由 契約相手変更です  備考につきましては 利用権、使用貸借権の解消です。</p> <p>以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。</p>
<p>各委員</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件について、なにかご質問はありませんか。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>(委員による確認)  【なし】の声あり</p>
<p>事務局</p>	<p>特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件を受理し、処理してまいります。</p> <p>その他の案件として、事務局の方で何かありますか。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>(事務局からの連絡事項等)</p> <p>それでは、これをもちまして 11月の定例会を閉会致します。  長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">9時26分終了</p>